監獄協會雜誌

第參拾參卷
第拾壹號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊毎月一回二十日發行　（大正九年十一月二十日發行）

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾參卷第十號）（大正九年十月二十六日發行毎月一回二十日發行）

目次

論說　少年法に就て（承前）……司法省監獄局長 法學博士 谷田三郎……（一）

統計　大正九年九月中入出監竝月末在監人員表外三表……（二三）

譚叢　時事だより……甲突生……（三〇）
　　片々錄……城西隱士……（三一）

寄書　指紋法の研究（承前）……監獄局指紋部 藤井藤藏……（三二）
　　切々錄……京都富井隆信……（三六）
　　犯罪の性質と諸方面の觀察（二）……東京勝水淳行……（四一）

雜纂　予は看守諸君と語る（四二）……典獄有馬四郎助……（四六）
　　東北監獄巡遊所感（二）……秋田渡邊圓流……（四八）
　　藥籠（二）……大阪苅屋老龜……（五〇）
　　米國に於ける看守の試驗問題と其答案（二）……玄知生……（五二）

□彙報——□會報——□叙任……（五四）

監獄協會雜誌第參拾參卷第拾壹號

論說

少年法に就て（承前）

司法省監獄局長 法學博士 谷田三郎

我國の舊刑典は前に一言した通り、諸外國の夫れに比し、餘程寬大て人情的に出來上つて居る。明治三年十二月に公布せられた新律綱領などに依て見ても、七歲以下の少年の犯行に付ては全然其罪を論ぜず。十歲以下の少年の犯行に付ては、死刑に該るべき罪を犯したるときは議擬奏聞して上裁を請ひ、盜罪傷害罪を犯したるときは收贖を許し、——收贖とは死、流、徒、笞、杖等

の刑を金錢を以て贖はしむるを謂ふの義にして、徒一年は金三兩、徒三年は金九兩、流一等は金十二兩、流三等は金十三兩二分、絞斬は金十五兩に折算するの定てある。——又十五歲以下の少年に對しては拷問を許さぬといふことになつて居る。併しながら之れ以外には刑罰の種類に付ても又其適用に付ても少年に對する特別の取扱例を見出さないのてあります。

二　歐米に於ける刑罰制度改革の徑路　歐米の刑罰制度は佛國の大革命を經て第十九世紀に入つてから、自由平等正義人道の新思潮に洗はれて、殆んど其面目を一新した。卽ち一方に於ては舊時刑罰方法の本位を占めて居た所の生命刑(死刑)の適用を極度に制限し、且つ肉體刑(直接に肉體を毀損する加辱刑)を全廢して、之に代ふるに自由刑を以てし、大に刑罰の殘忍性を緩和し而して他の一方に於ては刑罰に於ける感化改善主義(Reformatory purpose of criminal punishment, l'idée de reformation ou d'amendement, Besserungsgedanke in der Strafe)が提唱せられて漸次勢力を得るに至つた。所謂感化改善主義の論旨は、凡そ犯罪人は概ね社會の弱者落伍者てあつて、其罪は惡むべしとするも、其人は誠に憐むべきものてある。故に國家は彼等に痛苦を與へるよりも寧ろ慈愛を施し、彼等を善導敎化して改過遷善の實を擧げしめ、以て社會良民の伍に復歸せしめねばならぬ筋合てある。此の如きは實に文明社會に於ける一般人道上竝に政治道德上當然爲すべき所てあるのみならず、若し受刑者にして眞心改善して居なかつたならば、累犯防止の趣旨は永久に其目的を達することが出來なくなると謂ふに在るのてあります。

此感化改善主義は主として監獄改良論として自由刑執行の爲に應用せられ、之が爲め監獄に於ける囚人の處遇が非常に改良せられたのてあるが、取り分け少年に對する行刑には此新主義が最先に適用實施せらるることとなり、歐米の監獄ては少年囚の爲に別個の拘禁區劃を設けて、成年囚との接觸を避けしむると同時に、少年に對する敎育と敎誨の施設を充實して其感化矯正に努むるやうになつたのてあるが、感化主義を徹底的に實行して改革の先驅となつたのは北亞米利加てある。

北米合衆國ては千八百七十年オハヨー州シンシナテイ市に於て北米各州の聯

合監獄會(National Prison Association)を開き「刑罰は犯罪人を改善せしめんが爲に加ふる痛苦にして、行刑の主眼は犯罪人の倫理的再生に在り」との原則を前提として三十七個條の刑事制度改革案を立て、其中に犯罪少年に對しては不定期刑制度を採用すべきこと、遺棄兒、放浪兒に對しては特別敎養所を設置すべきことを議定した以來、此決議の趣旨が漸次各州に行はれ、制度竝に實務の改良を見るに至つた。就中感化主義に依る少年監獄(Reformatory)の典型と稱せらるるのはニユーヨーク州のエルマイラ監獄である。此監獄は千八百七十六年に有名なる典獄ブロックウエーの管理の下に開かれたもので、不定期刑制度(indeterminate sentence, sentence à durée indeterminée, unbestimmte Verurteilung)は此處て始て實施せられたのである。エルマイラ少年監獄が開設せられてから二十三年を經て、千八百九十九年北米イリノイ州シカーゴー市に子供裁判所(Children Court)が創設せられた。是が少年裁判所の嚆矢であつて、近時に於ける少年裁判所運動は主として彼のエルマイラ少年監獄と此のシカーゴーの子供裁判所とを目標として居ます。

シカーゴーの子供裁判所法が手本となつて、北米各州では二十世紀に入てから爭て犯罪少年及準犯罪少年の特別處遇法を制定するやうになり、只今では此種の特別法の設なき州は極めて僅かになつたのであります。

歐羅巴は亞米利加に比して萬事保守的である。縱令、思索や研究に於ては歐洲が先進國であつても、新事物の實行に至ては亞米利加の方が却て先達である。感化主義の刑罰論が盛んになつてから、歐洲諸國に於ても前に一言した通り少年囚に對する拘禁方法や敎育の仕方を改め、且つ感化院の完成を圖るやうになつたが、夫れでも今世紀の初に至るまでは亞米利加の如く不定期刑制度を實施したり、子供裁判所を作る程度には進て來なかつた。然るに時勢の要求は終に歐洲諸國をして亞米利加の例に倣ひて少年に關する特別の刑法刑事訴訟法を制定するに至らしめたのである。而して其經過に就ては色々注目すべき點があるが、私は其中て三個の事項を摘示しやうと思ひます。

(一)少年犯罪の激增　十九世紀の後半期に入つてから歐洲各國に於て犯罪及び犯罪人の數が甚く增加した。一體、犯罪は人口の增加に連れて其數を增すの

が通例であるから、人口の增加率と犯罪の增加率とが同一步合て進んて行くのは一應當然の事態であるが、十九世紀の後半に入つてからは、犯罪の增加率が人口の增加率に比し遙かに高くなつて來た。殊に少年犯罪と累犯の增加は最も顯著なる時代相として一般世人の注意を惹くに至つた。歐洲の中でも英國は千八百五十年以降、熱心に兒童救濟事業（Child saving work）感化事業の振作に力めた甲斐あつて、少年犯罪も一般犯罪も著しき增加を見るに至らなかつたが、大陸諸國では少年犯罪が年々增加して一時は殆んど底止する所を知らぬ情勢を呈したのである。此事跡に就き十九世紀の半頃迄溯て統計的叙說を試みることは專門家に取つては洵に興味の深い仕事であるが、專門家以外の方々に向つて五六十年も前の古い數字を列擧するのは、徒らに迷惑を被らすに過ぎぬと信じますから、私は茲に比較的新しい二三の統計を掲げて、少年犯罪の增加に關する狀況の一端を示さうと存じます。

英國

年度	十四歲以上十六歲未滿の犯罪少年にして矯正院に收容せられたる者の員數	年度	十六歲以上十八歲未滿にしてボルスタル院に收容せられたる者の員數
一九〇〇年（明治三三年）	一、二九二	一九〇九年（明治四二年）	二八四
一九〇五年（明治三八年）	一、三〇三	一九一〇年（明治四三年）	五三〇
一九〇八年（明治四一年）	一、四一一	一九一一年（明治四四年）	四五五

佛國

（一）輕罪裁判所に於て審判せられたる十八歲未滿の刑事被告人

年度	十六歲未滿の刑事被告人の員數	十六歲以上十八歲未滿の刑事被告人の員數
一九〇五年（明治三八年）	四、三七一	—
一九〇六年（明治三九年）	五、四一九	八、〇三七
一九〇七年（明治四〇年）	五、八六六	九、一〇七
一九〇八年（明治四一年）	五、六九八	九、〇五〇

（二）一九〇九年度（明治四二年）に於ける未成年者と成年者との犯罪比較

罪別	十六歳以上二十歳以下の人口十萬に對する同一年齢級の刑事被告人の歩合數	二十一歳以上の人口十萬に對する同一年齢級の刑事被告人の歩合數
重罪	一六	一〇
殺人	三	二
傷害罪	一六四	一二六
盜	二三四	一一五

獨逸

年度	受刑者の總人員に對する十八歳未滿の受刑者の歩合數	十八歳未滿の人口十萬に對する同年齢級の受刑者の歩合數
一八九六年（明治二九年）	一〇、〇六	七〇一
一九〇一年（明治三四年）	一〇、二六	七三九
一九〇六年（明治三九年）	一〇、五四	七六四

以上之を要するに十九世紀の後半季に於ける犯罪特に少年犯罪の增加といふ事實が少年特別法の成立に付き第一に注意すべき點であります。

（三）犯罪問題の發生　第十九世紀に於ける歐洲文明の理想とする所は自由平等の新主義と正義人道の觀念に基いて舊來の制度文物を改造し、眞善美愛の大義を顯彰せんとするに在ることは特に言ふを待たぬ所であります。然るに事の實績に徵すれば、社會の裏面は恒に黑雲に蔽はれ、眞善美愛の大義は更に其光明を發揚せざるのみか、反て僞惡醜の結晶たる犯罪が隨所に橫溢して其害毒を流しつつある。殊に國家社會の承繼者たる少年にして犯罪の淵に陷る者が次第に多くなつて來る。斯樣な事實が刑事統計や監獄統計などで證明せられて、世の中に發表せられたからには、ドウしても問題が持ち上らねば濟まぬ。其問題は他てはない。犯罪殊に少年犯罪の增加するのは何故てある乎又如何にせば之を防止することが出來るてあらう乎。語を換へて言へば、犯罪殊に少年犯罪の增加は如何なる原因に歸すべき乎、之を救治するには如何なる手段方法を採るべき乎と云ふ事柄てある。歐洲諸國に於て犯罪問題（Crime

problems, problèmes de la criminalité, Verbrecherfragen) と稱する此事柄を指すのであります。而して歐米の識者は犯罪問題を最も重要なる社會問題の一と認め、非常の熱心を以て此問題を研究しつつある。獨り刑事專門の學者實業家ばかりではなく社會學者、心理學者、倫理學者、宗教家、教育家を始め苟も社會の時務に通ずる人士は爭つて此問題を討究して適當なる解決方法を求め、因て得たる結果は着々之を實地に應用することに勉めて居る。是が少年特別法の由來に就て注意すべき第二の點であります。

(三)實證科學的研究の結果　第十九世紀の半に至る頃までの學問は宗教道德の方面は勿論、政治法律の學も亦た概して形而上學的流派に屬し、學術上、事物を觀察して其性質を定め其價値を判斷し、其取扱方を決するに方つて單に形式的論理と獨斷的信條とを基礎とする抽象的方式のみを用ゐて居た。然るに十九世紀の中葉以後自然科學が發達して實驗的學風が盛んになつて來た。殊に進化論が出て學界を風靡し、踵て生物學、人類學、實驗心理學、社會學などの實證科學が形造らるるやうになつてからは政治、法律、教育等の學問

も亦其影響を受け、事實と實驗とを基礎とする實證的方式に依て社會人事の因果關係を研究することになつた。斯くて犯罪及び刑罰に關する法政の部面には一方に新刑法學派が起ると共に、他方には犯罪學(Criminology)なるものが成り立つに至つた。犯罪學は新に發達した實證科學的研究の結果を根據として個人と社會の兩方面から犯罪の原因を討尋し、之が防遏救治の方法を講究する學である。新しい學問の光に照されて古い制度や學說の誤謬缺陷が露はれて來た。取り分け少年犯罪に關する舊來の刑事制度が論難の焦點となつた。前にも略ぼ申述べた通り、舊來の刑法に依れば、少年が七歳なり十二歳なり法律で定めた責任年齡に達した以上は、其犯罪に付て成年者と同樣に責任を問はれ、同樣に刑罰の制裁を受けるのである。尤も十四歳なり十六歳なり一定の年齡に達する迄は刑の分量を輕減せられ、又場合に依つては監獄の代りに懲治場とか感化院などに收容すると云ふやうな例外規定が後になつて追加せられたのではあるが、舊來の刑法の本義は子供と雖も一定の年齡に達してからは、成年者と同一の責任を取り、同一の刑罰に服せねばならぬと云ふに

在る。而して搜査裁判の手續、刑罰執行の方法等に於ても、都て二者同一に取扱ひ、少年の爲に特別の手續方法を設けて居ないのである。是に對する新學說の論難は大體次に述べる趣意に歸着する。曰く。實證科學的方式に依る研究の結果を要約すれば、犯罪の責任は主として犯罪の原因と犯人の人物に徵して、其大小輕重を定めねばならぬ。刑罰も亦た主として犯人の爲人に應じ、尙ほ將來に於ける實際上の利害得失を考へて、適用すべき刑の種類と分量とを定むべきものである。且夫れ犯罪防遏の事業は刑罰を以てする鎭壓作用よりは寧ろ刑罰以外の方法に依る豫防作用に重きを措くことが必要である。其他搜查手續、裁判審理手續、監獄行刑の方法等何れにせよ都て、應病與藥の旨趣に則り、個々の人物と各場合の事情とに適應する方法を採らねばならぬ。則ち劃一主義を去て、個別主義 (individualisation of punishment; l'individualisation de la peine, Individualisirung der Strafe) に就くに非ざれば、犯罪滅滅の目的を達することは不可能てある。然るに舊來の立法及び學說は犯罪の形體たる行爲のみを見て犯罪の主體たる犯人の人物如何に着眼しない。犯罪の結果たる害跡の

みを捉へて、犯罪の原因たる個人的及び社會的事情を顧みない。過去の非違犯行を咎めるのみて、將來の利害得失を慮らない。刑罰の理論と名義に拘泥して、刑罰に因て生ずる實利實害に留意しない。專ら鎭壓の方面に偏して、豫防の方面を考へない。總じて實體刑法、訴訟手續法、刑罰執行法何れの部面に於ても劃一主義を墨守して個別主義を採用しない結果、少年と成年との間に差別を設けず、二者同一の取扱を爲しつつあるのである。併ながら少年と成年とは肉體の狀態より見るも、心理作用の上より見るも、社會的境遇の上より見るも二者著しい相違があると同時に、少年の犯罪と成年の犯罪とは其原因に於て大に異る所があるから、罪責に於ても亦た大に異る所があらねばならぬ。罪責に於て大に異る所がある以上は、處罰に於ても亦た大に異る所がなくてはならぬ筋合である。單に處罰方法のみならず、搜查、審理、行刑に付ても、少年の特別なる心理作用と特別なる地位狀態に鑑み、特別の處遇取扱を爲すの必要がある。十九世紀の中葉以降文明の進步に逆行して少年犯罪の增加しつつあるは、其原因素より一ならずと雖も、舊來の刑事制度及

學說に於ける誤謬と缺陷が主要なる原因をなすものと斷定せざるを得ない。以上說き來つた論旨が新學派の主張する所である。是に對しては舊學派の學者實務家から樣々の反駁論が出て、專門家の間には今尙ほ意見の一致を見ない廉が多いのであるが、如上の新學說が唱へられた爲めに、少年の敎養、取締及び處罰に關する思想の傾向が全然一變したことは爭ふべからざる事實である。

此の如く一般社會に於ては少年犯罪の增加が社會問題を呼び起し、學術界に於ては實證科學の研究が新學說を生み出した結果、千八百八十年代以後、歐洲諸國では漸次犯罪少年の取扱に關する制度の改正が實施せられるやうになつて來た。而かも其改正たるや、最初の內は犯罪責任年齡を少しばかり繰り上げることと、一定の期間監獄入の代りに感化院入を命ずることの二つが重な事項で、其以外の改正とては少年を放棄し又は虐待する父兄を取締る規則を設くる位の事に過ぎなかつたが、今世紀の初め頃からは改革の氣運が益々進んで所謂少年裁判所運動(Mouvement des tribunaux pour enfants, Jugendgerichtsbewegung)

なるものが起つて來た。少年裁判所運動は名前の上から見れば、單に少年の爲にする特別裁判所の創設を目的とするものに過ぎぬやうてあるが、此運動の趣旨は獨り少年裁判所の創設に止らず、新學說の立場から根本的に少年關係の刑事制度を改革せんとするに在るのである。卽ち舊來の刑法に於ける處罰主義を改めて保護主義と爲し、少年に對しては原則として刑罰を科せず、之に代ふるに保護處分を爲す。萬已むことを得ずして刑罰を科する場合には不定期刑を適用し、個々別々なる受刑者の要求に應じて適宜の措置を執り、この外少年に關する刑事上の取扱は都て保護主義に則て之を改正しやうと云ふのが少年裁判所運動の本旨てある。

三、少年の特別處遇に關する歐洲最近の立法例　少年裁判所運動は歐洲の天地に一の新しい流行を齎らした。少年裁判所の設なき國は文明國の仲間外れのやうに看做される勢になつて、各國の政府は爭つて少年に關する特別處遇法の制定に着手することになつた。今歐洲諸國て旣に公布せられた成法竝に草案の主要なるものを擧ぐれば次の通りてある。

英國の兒童法(Children Act)及び犯罪豫防法(Prevention of crime Act)此二者は一九〇八年に公布せられたもので、中にも兒童法は全篇百三十四條より成る大規模の法典である。——百三十四條と云へばさまで大規模のやうには聞えぬが、英吉利の法律は一個條が非常に長く出來て居るから、之を我國の筆法で書き直せば本法は何百條に上るか判らぬ。——此兒童法には少年裁判所の事、感化院矯正院の事を規定する外に乳兒の生命保護、虐待せらるる少年の保護、虐待する者に對する處分、兒童禁煙などの事が網羅せられてある。又犯罪豫防法には十六歲以上十八歲未滿の青年犯罪者をボルスタル院と稱する特別監獄に收容して敎化主義の處遇を施す事が規定してある。

白耳義國の兒童保護法(Loi sur la protection de l'enfance)是は一九一二年五月十五日に公布せられた法律である。全篇六十五條から成るもので、此中には少年裁判所の事、浮浪少年、乞食兒童、賣淫其他不義の業に從事する少年の特別處分、自己の監護の下に在る少年に對し罪を犯し又は不行跡の責ある父母の親權喪失を宣告する手續、兒童に對する猥褻其他の罪に付き刑法の規定を定め

刑罰を嚴重にした法令などが揭げられてある。

佛蘭西の少年裁判所及保護監視法(Loi sur les tribunaux pour enfants et adolescents et sur la liberté surveillée)本法は一九一二年七月二十五日公布せられたもので、其內容は第一に十三歲未滿の犯罪少年に對する特別手續と特別處分、第二に十三歲以上十八歲未滿の犯罪少年に對する裁判上の特別手續卽ち少年裁判所法、第三に保護監視なる題名の下に少年の保護處分及び少年の處罰に關する刑法の改正を規定してある。

洪牙利の少年裁判所法(Ungarisches Jugendgerichtsgesetz)此法律は一九一三年四月十二日の公布に係るもので、其表題は少年裁判所法と命じてあるが、其實質から見れば少年裁判所の特別手續ばかりではなく、刑法の改正竝に準犯罪少年に對する保護處分をも規定してあつて、七十六個條から成り立つて居る大法律である。

右は何れも法律として成り立つて居るものであるが、草案として公になつて居るものでは、一九〇七年墺國に於て公にした少年に對する刑法上の特別處

分及び保護法案、一九一二年同國で公にした刑法及刑事訴訟法改正案、一九一二年の獨逸帝國少年特別裁判手續法案、一九一三年の伊太利の少年法案等である。

以上說明した所を概言すれば不良少年犯罪少年に對する特別處遇の觀念は刑罰上の感化主義及び實用主義の思想と共に發達して先づ亞米利加で實行せられ、續て歐洲に移つた。歐洲に於ては少年犯罪の增加が社會問題を惹き起しつつある傍ら科學的研究に因て舊來行はれて居る法律や學說の誤れることが證明せられた爲に、少年制度根本的改革の議は各國の輿論となり終に其實行を見るに至つた次第である。

四、我少年法案成立の由來　私は是れ迄專ら歐米に於ける少年特別立法の由來を說きましたから、次に聊か我國に於ける少年法案成立の次第をお話致して置きます。

抑我國の刑法典は往昔の大寶律も明治の初年に公布せられた新律綱領、改定律令も共に支那律を模倣したものでありますが、維新以後歐米の文明を輸入

して社會の改造を行ふやうになつてから、刑罰法も亦た歐米の主義に從て改造するとに決し、佛人ボアソナード氏をして刑法治罪法を起草せしめ、草案成るや、之を元老院の議に附したる上、明治十三年七月右二者を太政官布告として頒布し、明治十五年一月一日より之を實施するに至つた。此刑法治罪法は佛蘭西の刑法、刑事訴訟法の模寫に過ぎなかつた。——但し治罪法は其後明治二十三年に刑事訴訟法と改名せられ、其內容も獨逸帝國刑事訴訟法を參酌して幾分改正せらるる所があつたが、大體に於ては前後さしたる相違はないのである——從て前に述べた歐米に於ける舊來の刑罰制度と同樣應報威嚇膺懲等の觀念を基礎とし、客觀主義劃一主義の應用を主眼とするものであつたから、歐米に於ける舊來の刑罰制度と同樣の誤謬と缺陷とを有し、之と同樣の結果を齎らしたのである。夫れ故歐米の新學說が我國に入るや、朝野の刑事專門家の間には夙に刑罰法改正の議起り、幾度か改正案が作られた末、結局司法省の法律調查會で起稿した刑法の草案が帝國議會に提出せられ、夫れが兩院を通過して明治四十年法律第四五號となり、明治四十一年九月一日か

ら實施せらるることになつた。是が現行刑法である。現行刑法は內外の學說と實際の經驗に鑑み、主觀主義若くは人格主義を採て大に刑の適用範圍を擴張し、其他執行猶豫、假出獄、併合罪、累犯等に就て舊刑法の規定を改めた所が少くないのであるが、少年犯罪の取扱に至ては責任年齡を十二歲から十四歲に繰り下げ、不論罪の少年に對する懲治場留置及び宥恕減輕の舊規定を全廢した丈けて、他に何等の新規定を設けて居らぬ。抑新刑法は最新の學理と刑事政策の要求とを表示すると稱して居るに拘らず、少年犯罪問題を如何に觀て居るのであらう乎。責任年齡を十二歲から十四歲に繰り下げれば夫れ丈て事足ると考へたのである乎。懲治場留置や宥恕減輕の規定を削り放しにして之に代るべき何等の制度を設けないのは如何なる理由である乎。十四歲未滿の犯罪少年には全然指を染めず、又十四歲以上の少年は全然成年者と同一に取扱ふても差支ないと云ふ趣意である乎。私は新刑法制定の際幹事として干與致して居りましたが、右の疑問に對する立法者の答辯は次の如くてあります。曰く。新刑法は少年犯罪問題の解決が刑罰制度改正事業の最要點てあることを認めて居る。而して少年に對しては原則として刑罰を用ゐず保護處分を施し、萬已むを得ざる場合に限り、刑罰を適用するも。其之を適用するに付ては成年者に對する場合とは全く異つた方法に依らねばならぬものと考へる。併ながら保護處分を創定し、特別手續を新設するのは複雜至難な立法事業てあつて、今直に刑法中に此等の事項を規定するのは餘程六ヶ敷い仕事てある。仍て犯罪少年に對する特別處分法は後日刑法の補充として制定せらるべき特別法に讓らうと思ふ。斯樣な理由て新刑法の立法者は犯罪少年に對する特別處遇法の制定を別個の法律に讓つたのてあつて、特別法の制定を不必要とする者てないのは勿論、若し特別法が出來なかつたならば新刑法の趣意は達せられない譯てある。夫れて司法省ては新刑法發布後、直に少年處分法の調查に着手したのてあるが、其內に法律取調委員會なるものが設けられ、刑事訴訟法改正の調查を始めることになつた。其刑事訴訟法改正特別委員會て少年の事件に付ては特別の手續法を設けねばならぬと云ふ決議が成り立ち、其決議に基て特別手續法の起草委員が選定せられた。其起草委員は單

り刑事訴訟手續法のみならず、新刑法の趣旨に從ひ實體刑法の改正を包括する特別法の草案を編纂して法律取調委員會の總會の決議を得、司法省は其案を採用して議會に提出した。是が本講演の題目たる少年法案の成り立つた歷史であります。此に由て觀ますれば少年法は刑法、刑事訴訟法の必要的補充(supplément nécessaire)でありまして、之れなければ刑法、刑事訴訟法は其要部を失ひ、其效用を完ふすることは出來ないのであります。

上來少年法の由來を講述しましたから、以下我少年法案の內容に立入つてお話を進めます。(未完)

統計

○大正九年九月中入出監竝月末在監人員(△ハ減)

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較 増	前年比較 減
受刑者	四九、五四〇	三、四二九	三、七五六	四九、二一三	四九、五四〇	五三、〇六二		△三、八四九		△三二七
刑事被告人	二、九二五	三、二五五	三、〇八六	三、〇九四	二、九二五	三、七五三		△六五九		△一六九
勞役場留置者	一六四	二三一	二〇四	一九一	一六四	二三四		△四三		△二七
乳兒	二五	九	八	二六	二五	二六	一		○	
總計 男	五〇、七四三	六、五六六	六、六四六	五〇、六六三	五〇、七四三	五四、九六五		△四、三〇二		△八〇
總計 女	一、九一一	三五八	四〇八	一、八六一	一、九一一	二、一一〇		△二四九		△五〇
總計 計	五二、六五四	六、九二四	七、〇九四	五二、五二四	五二、六五四	五七、〇七五		△四、五五一		△一三〇

備考　內朝鮮人受刑者男一四八人、刑事被告人男八人、外國人受刑者男四三人、女二人、刑事被告人男九人ア

○大正九年九月末日現在在監者人員表

監獄別		受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	合計
小菅	男	一、二六三	—	—	—	一、二六三
	女	—	—	—	—	—
	計	一、二六三	—	—	—	一、二六三

| | | |

	鹿兒島	沖繩	函館	札幌	旭川	十勝	網走	總計
死刑	七五	三九	八〇	三八	一	一	二	二六〇
無期	四二	八	四二	二	二	一	一	八二
十五年以上	八〇	八	八六	五一	二	一	一	一六五
十五年未滿	一、二六	二一	一、二八	八八	三	九二	五	一、三七
十年以下	四三	一〇	四三	二三	三	二	二	四三一
五年以下	八〇	七	八〇	三八	一	三九	一	二〇三
三年以下	二〇五	一	二〇六	二	一	一	一	二一
計	四七、四八一	一、七二三	四九、二三	二、九八六	一〇八	三、〇九四	一八二	七一
無期	三九	八	四二	二	二	一	一	八二
十五年以上	八〇	八	八六	五一	二	一	一	一六五
十五年未滿	一、二六	二一	一、二八	八八	三	九二	五	一、三七
十年以下	四三	一〇	四三	二三	三	二	二	四三一
五年以下	八〇	七	八〇	三八	一	三九	一	二〇三
三年以下	二〇五	一	二〇六	二	一	一	一	二一
計	四七、四八一	一、七二三	四九、二三	二、九八六	一〇八	三、〇九四	一八二	七一
無期	三九	八	四二	二	二	一	一	八二
十五年以上	八〇	八	八六	五一	二	一	一	一六五
十五年未滿	一、二六	二一	一、二八	八八	三	九二	五	一、三七
十年以下	四三	一〇	四三	二三	三	二	二	四三一
五年以下	八〇	七	八〇	三八	一	三九	一	二〇三
三年以下	二〇五	一	二〇六	二	一	一	一	二一
計	四七、四八一	一、七二三	四九、二三	二、九八六	一〇八	三、〇九四	一八二	七一

○大正九年九月末日現在受刑者刑名表（△八減）

刑名	刑期	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
懲役	無期	六三	三〇	六九三	△	△	一	二〇
	十五年以上	一、三六	四三	一、四二九	一、四二五	一、三五九	四	七〇
	十五年未滿	一、七六	三〇	一、八四六	一、八四二	一、七二一	四	一二五
	十年以下	九、七二一	二九一	一〇、〇一二	九、九二〇	九、七二九	九二	二八三
	五年以下	八、〇二一	二六九	八、二九〇	八、二九二	八、〇四四	△	二四六
	三年以下	六、五七三	二四九	六、八二三	六、八四三	六、八三四	△	二〇
	二年以下	八、八八九	三四九	九、二三八	九、二三四	九、二三四	四	四
	一年以下	六、八八三	二三九	七、一〇二	七、一〇三	七、一〇四	△	一
	六月以下	二、七二六	二三七	二、八六三	二、八六〇	二、八六〇	三	三
禁錮	無期							
	十五年以上							
	十五年未滿							
	十年以下							
	五年以下							
	三年以下							
	二年以下							
	一年以下							
	六月以下							
	三月以下							
拘留								
合計								

	初犯	累犯	計
死刑	一九、六四五	二七、三五四	四七、九九九
無期	一、七一七	五三八	一、七二五
十五年以上	二〇、八二三	二八、一九二	四九、〇一四
十五年未滿	二〇、八二三	二八、一九二	四九、〇一四
十年以下	一、七二五	五三八	一、七二五
五年以下	二〇、八二三	二八、一九二	四九、〇一四
三年以下	二〇、八二三	二八、一九二	四九、〇一四
二年以下	一、七二五	五三八	一、七二五
一年以下	二〇、八二三	二八、一九二	四九、〇一四
六月以下	二〇、八二三	二八、一九二	四九、〇一四
三月以下	二〇、八二三	二八、一九二	四九、〇一四
拘留	一、七二三	五三八	一、七二五
合計	一、七二三	五三八	一、七二五

	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	計
初犯	一、四六四	二、一八〇	四三、八三七	四七、四八一
累犯	一〇〇	一〇〇	一、五二一	一、七二一
計	一、五六四	二、二八〇	四五、三五八	四九、二三
初犯	一、四六四	二、一八〇	四三、八三七	四七、四八一
累犯	一〇〇	一〇〇	一、五二一	一、七二一
計	一、五六四	二、二八〇	四五、三五八	四九、二三
初犯	一、四六四	二、一八〇	四三、八三七	四七、四八一
累犯	一〇〇	一〇〇	一、五二一	一、七二一
計	一、五六四	二、二八〇	四五、三五八	四九、二三

	受刑者ノ累犯	受刑者ノ年齡
死刑	二八四	△ 三、四三九
無期	二九	△ 一、四四六
十五年以上	三一九	△ 五、三九九
十五年未滿	三一九	△ 三、八四九
十年以下	一九	△ 三、〇四六
五年以下	二〇	△ 三、〇四六
三年以下	一	△ 三、八四九
二年以下	三	△ 三、九一六
一年以下	一	△ 三、八四九
六月以下	三	△ 三、八四九
三月以下	一	△ 三、八四九
拘留	一	△ 三、八四九
合計	三一九	△ 三、八四九

○大正九年九月末日現在在監受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
刑法							
竊盜	二五、七四九	七二六	二六、四七五	二六、五二一	二八、三六四	△一、六	△一、七四九
強盜	二、二七八	一八	二、二九六	二、三〇六	二、二八〇	△一〇	一四
賭博及ヒ富籤	一、九六六	六六	二、〇三二	二、一三	二、七四二	△九一	△七一〇
詐欺及ヒ恐喝	五、二〇三	二四	五、二二七	五、三二一	五、七四四	△九六	△四一七
橫領	二、一五八	二四	二、一八二	二、一九二	二、四二七	△一〇	△二六五
贓物ニ關ス	五九二	四二	六三五	六三二	七七七	△七	△一四二
毀棄及ヒ隱匿	四二	一	四三	四一	四六	△一	△三
通貨僞造	二八	二	三〇	三〇	一四〇	△一	△一一〇
文書、有價證券僞造	一、〇五九	三三	一、〇九二	一、〇九〇	一、一〇	△二	△一八
印章僞造	三〇	一	三一	三一	四九	△一	△一九
僞證及ヒ誣告	五四	一	五五	五五	七〇	△一	△一五
瀆職	四一	一	四二	四一	五九	△四	△一八
猥褻姦淫及ヒ重婚	四二七	三	四三〇	四四八	四九〇	△一三	△五〇
傷害	一、九四四	二四	一、九六八	二、〇五九	二、一九五	△四一	△二二七
殺人	二、二五六	一九四	二、四五〇	二、四八八	二、七八八	△三八	△三三八
嬰兒殺	二七	二〇	四七	四七	一五〇	△一	△一〇三
逮捕及ヒ監禁	一三	一	一四	一三	一三	△一	一

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
刑法							
陸海軍刑法	五一	一	五二	五一	五四	△一	△二
森林法	一〇九	一	一一〇	一一〇	一一七	△一	△七
徵兵令	一六	一	一七	一七	一八	△一	△一
郵便並電信法	二四	一	二五	二六	二六	△一	△一
其他	二〇八	四	二一二	二一三	二一七	△一	△五
諸規則							
警察犯處罰令	二三	一	二四	二五	二五	△一	△一
縣府縣令及ヒ警察令	二九	二	三一	三〇	三二	△一	△三
計	四七、四八一	一、七二一	四九、二二	四九、五四〇	五三、〇六〇	△三一七	△三、八四〇

譚叢

○時事だより

甲突生

▲買出　言葉は變だけれども、事實は夫れに違いないから暫く之が使用を許して貰いたいことは、此度朝鮮の監獄官に大なる需用が起り、之が供給は是非內地に仰がればならぬと云ふので總督府よりは樫原獄務課長出京せられ、本省當局と打合せて頻りと人物を漁り、目星を付けたる人物を諸方より買出す筈めに手を盡されつゝある實況である、典獄五人を增し典獄補若干名を新設すると云ふのだから、近來快心の大發展と云はねばならぬ、素より大乘的には喜ぶべきでないけれども所謂小乘的には斯く迄に獄政を整へて而後刑は刑なきを期する妙境に迄、逢せんとの盛意は大に壯とし且つ快とすべきであらう、之が爲めに內地の看守長は勿論典獄典獄補にも缺位を生ずるだらうし、從て波動は少々に止るまい、右に就て谷田局長は語つて居られる、內地にても一廉役立つ人物であれば、困まらぬことはない否な大に困るのだけれども、其處は自分の主義としても此方が困るからとて、當人の立身を妨げ希望を挫くことは斷じてせぬ、當人の爲めなれば犧牲を辭せざるのみならず、進んで何處迄も其立身を援ける積りであるから、其旨を以て今回の如きも出張員にも快諾を與へ、自由に先づ本人等との交涉を許しつゝある次第だと、每も乍ら局長の後進の誘掖を專念せらるゝ誠意には感佩せざるを得ない、因に局員景山、河邊の兩氏が此度高等文官試驗に及第し、名譽の資格を得られたるは、司法省內絕へて他局に例なき所、獨り監獄局員に常に斯の如き篤學者を生じ、而して立派なる成績を擧げ得る所以のものは、幸に上に人あり常に能く部下を愛護し奬勵し指導して、而して其志を遂げしむべく厚き援助を與へらるゝからである、何たる仕合であらう、其配下たる人々須らく皇天に感謝して可也である

▲出勤　簿なるもの殆んど何れの官廳も備付けられざるはない、是は古來の慣習で當然の事と何人も思つてゐる、然るに此頃弗々其無用論や弊害論が湧いて來て、內務省邊でも之が廢止を可とするの說が勢くない、其言ふ所によれば出勤簿にべたん〳〵捺印さして、それで勤惰勉否を判別せんとしたり又は監督せんとしたりする時代は過去つて、今はモット徹底的に實質を鑑別する時代に進んで來た、斯かる器械的にして不得要領の形式は現代人を侮辱したものだ、こんなことで其勤務振や技倆の如何を判下せられては耐つたものでない、見よ之に伴へる弊害を、出勤簿に一列に捺印さへして置けば、精勤家と見られると云ふので、熱心に時間を守りて几帳面に捺印をする、お負けに其折に上官に御叮嚀のお辭儀をする、さて之れさへ濟ませば能事了はれりで、後は唯だ時間潰しに喫煙と雜話と、そして新聞讀みに耽けるのみ、其外出勤簿を應用して精勤振を衒う弊害は數々ある、要するに今の時代は個人の能力と技倆を實績の上に徵せねばならぬ、人物の能否並に眞僞は出勤簿上などに現はれるものでないと云ふのであるが、其說の當否は暫く別として、兎に角時代の風向を示す一議論と云ふて可からう、何にしろ斯く迄に個人が責任を重んじ、實力に由つて鑑識されんことを望むやうになつて來るのは、頗る慶すべきことではあるまいか。

▲協會　雜誌は我國監獄界唯一の機關雜誌である、我國の獄事を論じ、其思想を導き輿論を起し、同時に司獄官の敎養機關たるに於て、一大權威であるべきは今更申す迄もない、然るに其れにしては未だ物足らぬものありとの不平もないでないが、何事も時勢と共に進歩せねばならぬ點よりすれば、無論何人も滿足して居らぬが實際であらう、けれども退いて考ふれば之な進歩させない責任は、編輯者獨り之を負ふべきでないことも亦た明かでなからうか、第一是等の費用に充つべき會員の出金額を顧みれば、依然として十數年以前の其儘である、物價の數倍せる今日如何共すべからざることは一目瞭然であるまいか、されば時勢に連れて進歩改善を加へ、而して生氣のある雜誌たらしむるを希ふは、同人一般の輿望である以上、如何にしても先づ會費を時代的に增して、而後編輯當局者を驅驅せねばなるまい、大方理解ある會員諸君は、快然として苦なきに違いないと信ずる、何事も古きを改めざるが特に監獄界の名譽である譯もないでないか。

○片々錄

城西隱士

▼近頃文化と云ふことゝ官僚と云ふことを多く耳にする、併し文化も官僚も明確に其の意義を說明するものが少い。

▼文化の意義はかうではなからうか、卽ち十九世紀に顯はれた自然主義に對抗して最近新理想主義が起つたのである、文化主義は新理想主義の別名にして異つたものでないと思ふのである。

▼文化主義なるものは文化價值の實現を目的とする所の主張であるから價值に關係すること勿論である、併し文化の所產にして善いものもあり、惡いものもある、不良の制度や不良の法律は文化的產物であるが本質的哲理的に考究すれば不良とか惡とか云ふことになる、反之平和、高尙、上品、享樂、正義、自由と云ふ善良なものを一括して文化と云ふのが當れるや否や疑はざるを得ない。

▼彼の新カント派の學者が自然と文化とを區別し、自然を根據とせるものを自然主義と云ひ、之れに對抗して文化を基調とし文化價值を實現せんとするものを文化主義と名づけたものであるらしい。

▼官僚と云ふのは民本主義の反對として盛に使用されて居る、それは自由平等、機會均等、階級撤廢、人格尊重に反するやうな考からして使用されて居るらしい。

▼爲政者が政權を持續し確保しやうとする努力の一つとして多くの利害關係者を自己の周圍に集合せしめ且つ自己に隷屬せしむる必要がある、卽ち自己に屬する多數の官吏階級を養成して其の防護者たらしむるのである、近代に於ける經濟狀況は其の養成に頗る都合良くなつた、官吏の需用が多くなると同時に供給も亦多くなつた、それは官吏の位置が商工業よりも安全にして殊に恩給と云ふ「國家の馬槽」に依り養はるゝことが出來るからである、而して階級的利己心と個人的利己心より其の位置を失はんことを恐れる結果「パン」の主人たる官僚政治を辯護するのであると論じて居る學者がある。

▼官僚政治を持續し確保すべく養成され編成された協同者を指したものらしい、官僚政治の例として模範的官僚政治、及び劃一主義により統治されたるは普魯西であると云ふ學者がある、さうかも知れないと思はれる。

▼裁判機關及び檢舉機關の首腦者が帝都に會同して司法事務の打合をすることになつたとき、如何なることを議するか民衆の刮目する處となつたらうと思はれる、併し結局は裁判事務でも檢察事務でも監獄事務でも長官其の人の個性の表現である、人格の發揮である、個性を遺憾なく自由に圓滿に表現させてさうして其の結果を考察し批判しなければなるまいと思ふ、若し個性の表現が出來ないとか或は圓滿發揮を妨害したならばそこに個性や人格にあらざる或物が橫はるから別のものが表現されるやうに思はれる、そこで吾々は高等政策の眞髓を受容して自分のものにして——個性化してさうして表現しなければならぬ、故に高等政策の內容を諒解することが肝要である、高等政策の誤解不徹底は政策其のものゝ價値を落すばかりでなく有害の結果を見るのである、どうしても政策の諒解が最終の問題であらねばならぬ、而して更らに民衆をして價値を判斷せしめ內容を諒解せしむることに依つて政策の意義と生命とを有することになる。(完)



寄書

○指紋法の研究(承前)

監獄局指紋部　藤井藤藏

二、外端

指紋を分類し其價を付する際に最も苦心するのは、外端及び內端を定むることである。

個人識別法には「一個の蹄狀紋が有する三角島(外角)の外側の一角(蹄線に對する一角)が、二個の隆線相接合するに依りて成立するときは、其接合點は卽ち其蹄狀紋の外端なり」と述べ、又指紋法解說には「外端は二個の隆線の接合に依り形作らるゝものとす」としてあるから、此行文に就て解釋すれば、格別疑問は起らないが、併し形作らるると云ふも、又相對すると云ふも、又は角と云ふも結局程度の問題であるから、分類者の見解に依り其價が二三に出づることとなると思ふ。

(一)、角を有せざる接合線　例へば(1)圖の甲の點は、二個の隆線が接合し居るに依り、之を外端として取つて宜しか夫れとも(2)圖甲の程度の角を爲す迄に進まなければ外端と看做すことが出來ないかといふ樣なことは、往々起る問題である。實際に於ても分類する人に依り區々になつて居るのである。吾人は(1)圖の甲の點は之を外端と看做さず其下の並行線乙の點を以て外端の基點とした方が適當であると思ふ。個人識別法に接合外端の場合は外角の外側の一角(蹄線に對する一角)が、二個の隆線相接合するに依て成立す云々とあるから、角を爲すことが要件





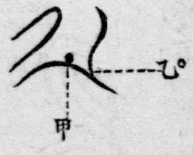
てあるからである。

(二)、接合せずして止みたる線　外端には二個の隆線相接合するに依りて成立すと定義されてあるから、二線將に接合せんとして接合せず、又並行を始めんとして並行せずして止みたるときは、一見外端若くは外端の基點たるべき觀なきにあらずと雖も、之を以て外端(若くは其基點)なりとすることは出來ない。



本圖は卽ち夫れを示したのであつて、甲の點は二線將に接合せんとしたるも接合せず、又並行もせずして止みたるに依り、外端(若くは其基點)とすべきものにあらずして、其下の乙の點を以て外端と定むべきものである。

(三)、線と點との接合　線と點との接合に依り形作られたるときは、之を外端と爲すべきや否やに就ては、多少研究の餘地なきにあらざるも、此場合に於ては外端と看做すことを得ず、如何となれば、「外端は二個の隆線相接合するに依り成立す」とあるを以てなり、故に外端なるには、假令短くとも線と認め得べきものの接合したる場合でなくてはならぬのである。



(1)圖の甲の點は點と線との接合なるが故に外端と看做すこと能はず、其下の乙點を以て外端と定むべきものである。

(2)圖の甲の點は、一方は極めて短線なれども等しく線と線との接合にして、且つ內端に最も近きが故に之れ卽ち外端なり、從つて乙の點は外端にあらず。」

線と點との區別に依り、外端と爲すべき點相異るとせば、如何なる程度迄を線とし、又は點とすべきやの疑問自ら生ずべし。其區別は分類者の認

定に委するの外なきものと思ふ。

(四)、並行外端の基點　二個の隆線が將に接合せんとして相接合せず、並行して走るときは、其二線が並行を始むる中間の一點を三角島の一角と看做すものにして、之れ所謂並行外端の基點なり。



(1)圖の場合に甲の點を三角島の一角卽ち外端を定むる基點と看做すものなきにあらざるも、之れ「並行して走る」チウ要件を備へざるを以て不可なり。

此場合に於ける外端を定むる基點は乙の點なりとす。

又二線相接合して一角を爲したるときは、總て之を外端と看做すべきや否や。

卽ち(2)圖の如く、奥深き部分に於て二線相接合したるときは如何といふに、勿論乙の點は二線相接合して一角を形作りしに相違なしとは云へ、其接合前に二線接合せんとして接合せず並行を始めたる狀態に在るを以て、甲の點を以て三角島の一角卽ち外端を定むる基點と看做し、之より內端に向つて假想の直線を引き、最初に觸れたる線卽ち丙の點を以て其外端と定むべきものである。



並行外端の基點を定むるに付注意すべきは其二線が「並行を始むる中間の一點」といふ要件である。

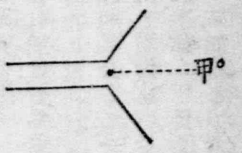


(3)圖の場合に甲の點は、並行を始めんとする傾向あるも、未だ以て始めたるにあらざるに依り外端を定むる基點と看做すことが出來ない。故に乙の點を以て並行外端を定むる基點と

しなければならぬ。

即ち二線の並行を始むる中間の一點といふことに就ては、(4)圖甲の點が夫れなることに想到せば、容易に要點を見出すことが出來得るのである。（未完）

(4)



○切々錄

京都　富井隆信

一生は一箇の作品

我等の創造衝動が自由に發現されて一の製作となり、その作物に我が生命、我が眞實の一部が露現はれたとき、製作者はそこに無限の滿足を覺へるのである。これに我が生命が刻まれてある、我が眞實が躍動してゐるといふ自覺から來る滿足は白刃も奪ひ能はぬ、富貴も誘拐し能はぬ底のものである。古來の美術や工藝の名品佳什は、この滿足を得んがために、作者が惜しげもなく蕩盡した尊い生命と眞實との結晶なのである。

然るに器械工業となると、人の勞力は器械の從屬であるがために、その製品の量は多からうが、そこに器械の精巧と威力とを驚嘆せしむるものはあらうが、さて山なす製品を眺めて、我が生命が刻まれてあるとも、我が眞實が躍動してゐるともまさかに思はれない。もし思ふとすれば、此の幾時間の筋肉消耗だ、これで何圓何十錢の勞力だと計算する位のことだらう。器械工業でなくとも、能率經濟の上から總てが分業になつてゐる昨今では、一箇の製品に對して完全な責任者がない。寄合ひ細工で、責任を轉嫁するから、作物に因て滿足を感ずる如きことは無い。作物に因て滿足が感ぜられなければ何を樂みに勞作するかとなれば、樂みは金錢を得ることより外には無いことになる勞働を一文高に糶賣するやうになるは已むを得ぬ勢である。金で賣るものに眞實や生命が注ぎ込まれうか、製品に滿足するどころか、我が製品に自分で赤い舌を出して愛相をつかしてゐるのである。

製品に對する恁うした心がけの相違が、古人と今人との總ての生活の上に顯はれてゐる。古人は量よりも質に生きた。その一生は小さければ小さいなりに自身に得心のいく生き方をした、自分の滿足し得る世界を、自身を中心として作らうと努力した。世界を自身に引きつけた。そして我が一生に奥ゆきをつけた。一人々々の小さい世界を造て滿足してゐたから、質樣だといはるゝ、素淡だと云はるゝ。

今人は我が一生を唯金錢に貿へやうとしてゐる。廣い大きな世界の中へ我が一生を賣り渡さうとしてゐる。金で世界の綯爛に觸れ、金で世界のあくどさをすゝらうとしてゐる。混み合つた世界といふ電車の吊り革にブラ下ることを許さるべく切符代の金を儲けることが一生てあるとしてゐる。

我等の創造衝動の發現が自由なるべく金錢が要る、而してその自由が段々高價になつた、ゆつたりと製作に向ふまでに、その自由を買ふのに忙殺され、驅使されて、その間に一生が終つてしまひさうだ、どうかすれば一生終んて了つても追付かないらしい。そこて分配問題が起る、勞働問題や俸給問題が起らねばならなくなる。

生活の安定をはかることは勿論急要緊切の問題てあるが、その問題が喧しいために、我等一生の勞役が生活維持の手段と思ひ込まれて了つては冠履顚倒てある。世の擾々として勞働問題を議する者の中に顚倒論者は無からうか。

我々の活きるは金錢よりも創造に在る。その創造が分業のために責任感が薄くなり、手間取り仕事、勞役の時間賣りとなつてしまつては、生活方法が安定しても何にもならぬ。

私は考へる、我々は我々の一生涯を一箇の作物として、そこに我が生命が具象し、我が眞實が表現され、刹那々々に淨き滿足が樂しまれねばならぬと。

一生は卷紙をついてゆくやうなものてある、一

枚々々繼ぎ足して長いものにするその中に、破れたのや、汚れたのやが混つては傷物である。初は紙、その紙が段々上等になり、遂に絹になり、その又絹が奥へ行く程上質となる巻紙だつたら面白からう。我々は無疵の日又月を重ね、一年々々上質のものに進歩してゆきたい。唯金に引摺られて活きるのでなくて、眞實と進歩とのために活きたいのである。

責任觀念

私は責任觀念は必ず荷恩感情に伴ふものと考へる。親の恩を懐ふから親に安心させたいと思ひ、そこで自身の行動に責任が生じてくる。封建時代の士が主君に忠義を竭す、其人は三代相恩のお主樣だ、御扶持を賜はる殿樣だと言つてゐる、何だか食はしてくれるから忠義で支拂せねばならぬやうに聞えるが、其心はお養ひに預る君の御恩といふ「御恩」を感戴してゐるのである、そこで忠節を磨かにやならぬと責任を感じてくる。責任は絶待て有て、切實は不可爲。支拂金額に多少があるやうに、扶持の大小に由て忠義の責任に多少はない、親の恩を懐へば其の沒後だとて責任感に其の生前と厚薄はない。

蓋し責任觀念は強ひられて發生するものでなくて、感激に由て擊發するものである、己むに已まれず發起するものである。約束だから果たさねばならぬ、職務ぢやから怠られないといふことを責任といふてゐる、或は責を塞ぐとか、擔任者のことを責任者と稱する如きは通常の言ひ慣はしになつてゐるが、責任の意義は今少し深いものでなければならぬ。唯約束とか、義理立てとかいふ相對的でなく、或るものに感激したるため、自己中心に擊發する、自分でどうすることもできない噴湧的自覺でなくてはならない。

感恩の情、それは我々の心の主權者である、彼は我々の行爲に絶待命令權を有てゐる。それは瀘過池である、我々の行爲を純眞淨潔ならしむるのである。

荷恩感情なくして責任を感ずるといはゞ、そは

責任でなくして慾である。妻子扶養の責任といふは妻子扶養の慾である。註文者に對する責任とか契約上の責任とか云つてるのも皆慾である。責任觀念からいふならば、俸給生活者が俸給が少いからとて怠業したり、職工が勞銀が少いからとて同盟罷工したり、資本家が價格釣上げのために製產減少を企てたりすることは、不應爲ことである。（慾を一概に惡いとは言はない、又配分の公正、報酬の增加を謀ることを惡いとは言はないが。）

職工が生產する、その生產は人類社會に對する職工の責任である。しかしながら職工は一家の生計を立てねばならぬ、地位の增進を謀らねばならぬ、則ち一方に於ては欲望を滿足せしめなければならぬ。そこで彼が從事する一つの生產に、責任と欲望との二つの事が繫てくる。これが昔日の武士でいふならば、俸祿は薄くとも、欲望は滿足させられなくとも、それは抑へても忠義の責任を全ふする所なれど、現時の事情では、恩を荷ふべき範圍は社會的人類的に廣汎て、廣いだけ遠く。**備**

主とか資本主とかいふわが生活の欲望を與奪する權利者の範圍は狹く、狹いだけ直接て、而してそれが橫暴て强慾と來てゐるから、遠い方の荷恩の情は、責任を蹂躙することを顧慮せざる程沒却せられ易く、火の手は獨り欲望滿足問題に熾になるのである。又昔日は階級に頭を抑へられて滿足してゐたが、現今では人格の尊嚴に目覺めてゐるから、感恩の涙をしぼる前に生存の權利を主張し、其方法として階級的自我を立てゝ、他の階級を壓迫せんと企てゝゐる。消費者階級と生產階級、備主と被備者、互に自我を主張し、利益を主張し、共に鬪爭的態度を取てゐる。

相剋相征の態度が除れぬ間は、眞正の責任觀念は起らない。

一即一切

階級的自我は個人主義の一變形である。全體個人主義といふものが有りうるだらうか

今の一人は父母からできてゐる、父母はまた各の父母からできてゐる、然れば今てこそ一人だか

一代前は二人、二代前は四人、三代前は八人と溯て、二十六代前に至れば實に六千七百十萬八千八百六十四人てある、現時の我國の總人口と匹敵する數である。一代を二十年とすれば五百二十年間の短い間でも、現在の日本人全體の數程の多くの人の血や肉が流れて來ねば只の一人も今日に生み出すことはできぬのてある。千年二千年、一萬年二萬年を溯るとすれば、今日の一人はそも幾億兆の人の血肉が集り傳つたものてあらう。

又今の一人の身體を養ふには、江州米も、肥後米も、日本海の魚も、瀨戶內海の魚も、外國の酒も、外國種の牛乳も、印度の棉花も、濠洲の毛織も、太陽の熱も、地球の引力も關係してゐる。學問も、思想も、文藝も、美術も、何れも時と處の關係交涉は無限無際に及んでゐる。此等の涉入融攝して成れる一人が、何處を抑えて個人主義とは吠ざけた義理か。

一草一木亦然り。一草も孤ならず、滿天の熱、遍地の水がその細莖に滲徹してゐる。一木も單ならず、宇宙の風、世界の雨が葉尖枝端にまで浸み込んてゐる。

一人一草一木に全宇宙が交涉する如く、一人一草一木がまた全宇宙に關係してゐる。世の中に孤立單獨のものは何一つない、一つ一つが皆全體を該容攝溶してゐると共に、一つ一つが咸く萬有に聯關影響せぬものはない。一切に卽する一て、一に卽する一切てある。一切に卽しつゝ一は他と差別がある、他と差別しながら一切に卽する。然れば萬物の差別的對立は包容的て有て、排外的でない筈てある。親と子は相對するが、子ありての親てあり、親あつての子であるから、其の相對は親に子を包容し、子に親を包容する相對てある。親が子をつき除け、子が親を拒斥する相對ではない。又親を主とするときは、子はそれに包容されてゐるから伴てある。子を主とするときは、親はそれに包容されてゐるから伴てある。依て親だから何時ても主て、子だから何時ても伴と決定してをらぬ。双方主となるが、又伴となる。若しそれを親が

何時ても主とならうとすれば、子を包容せざる親て、それは親て無いことになるのてある。子が何時ても主とならうとすれば、親を包容せざる子て、それは子て無いことになるのてある。

資本家と勞働者、消費者と生產者ていふても其の通り、互に主とならうとすれば自滅するに至るのてある。資本家といふ階級の有るのが惡いといふてゐるが、それが惡いよりも、資本家勞働者が互に主となつて伴となるまいとする相互の自我主義が惡いのてある、消費者が橫暴だとか、生產者が壓制だとかいふのも同じことて、消費者のための消費者となり、生產者のための生產者とならうとする心が橫暴壓制なのてある。

個人主義とか、階級鬪爭とかいふ考て、政治ても經濟ても解決しやうとするならば、風に向て砂塵を打ち投げると同樣て、解決どころか自分が眼を開くことも不可能のてある。

人は須らく先づ個人主義、孤立思想から解放されなければならぬ。

○犯罪の性質と諸方面の觀察（二）

東京　勝水淳行

乙　法律的觀察

三　法律的觀察の不十分

叙上の如く犯罪は法律現象として觀察せられ法規の條文に照らして處斷せられるものてある。けれども亦犯罪現象は、その性質として法律的觀察にのみ委すべきものてない。故にガロフォローもその法律的觀察の不十分なることを論じて彼れ（法律學者を指す）が犯罪を見るのは、精神的異常者（Psychically abnormal man）としてゃはない、只だ人として餘人と異る所は、有害にして處罰すべき行爲をなした其行爲てある。

犯罪の法學的研究は只だ外形のみて、實驗心理

學の立場から分析するのではない。犯罪の誘因は、彼れの豫算の中には書き入れてない。何が彼れの關係する所かと云ふに、重罪か輕罪かの相異について、外形的特徴を規定することである。卽ち正義侵害の行爲を分類するにある。此の如き刑罰の探究は、抽象的には正當であるかも知れぬが、その刑罰上の經驗は、一般に犯罪の減少に向つて、效果のあることを確められなかつた(Criminology, P. 55.)

と論じ、法律的觀察に於ては、どうしても不徹底に終ることを主張し、正確なる犯罪の概念を得んとするには、只客觀的事實のみを見ずして、主觀的にその感情を分析せねばならぬとして、自然犯罪說を提唱した。又佛のラカッサーニュー(Lacassagne)も、社會は當然の報酬として犯罪者を出せりと云ひ、共に社會學的心理學的觀察の必要なことを高調した。

蓋し犯罪の法律的觀察は、主として人と事實とにつき鑒索し、その社會的條件は等閑に附し、その見解も法規の條文を楯として觀察するにより、或は眞相を盡さず、或は反證なきを理由として無辜の良民を刑することなしとも限らぬ。卽ち形式に走りて事實の眞相、原因、動機等を盡さゞるの憾みが往々これあり、且つ法律的觀察に於ては、既發の犯罪は刑罰によつて防遏の方法を講ずるけれども、未發の事項を豫防する克はざるの不備がある。

かく云ふと論ずるもの或は云ふてあらふ。刑罰の目的は特別豫防と一般豫防とに存するもので、特定の犯罪行爲ある時は、これを處罰すると共にその特定の刑罰を存して、一般社會を警戒するものである。故に既發の犯罪行爲を刑罰する許りてなく、これによりて未然の危險を豫防するものであると。然り、理論に於ては誠に此くの如くなければならぬ。然しながら社會生活の進化變遷は、恰も滔々たる潮の如く、其の文化の流れは勢に乘じて止まる所を知らぬ。故に未然の危險を豫防すると云つても、形式を條件とする法律の規定以外の社會的害毒が生ずる時は、これを如何ともすることが出來ぬ。而も日夜に不斷の變遷と進化とをなしつゝある社會に於ては、所謂法規以外の新犯罪は、その社會の特徴として時々刻々釀成しつゝあるのである。これ法律的觀察の不備なる點にして、社會的觀察の必要なる點である。フェリーが伊太利に於ける哲學的刑法理論が、その最高調に達せるに拘はらず、犯罪の增加することが、人をして特に不安を感ぜしむるものあるが爲め、實際的見地による新しい理論が唱へ出されることになつた(Criminal Sociology, P. 2)と云つてゐるのも、法律的觀察の不備なる點を指摘したものと云ふことが出來る。

以下この法律的觀察の不十分なることにつき、二三の理由を列擧することとしよう。

一、社會の病的現象たることに注意しない、犯罪の因つて生ずる原因は一にして足らずと雖も、生理的心理的缺陷と社會的事情とが錯綜する所に發生するもので、社會の病的現象である。故にフェリーは犯罪の要素を分ちて個人的或は人類學的要素、物質的或は自然的要素、社會的要素の三つとなし、犯罪の原因は社會的方面から論ぜねばならぬものがあり、且つそれが頗る重要であることを說き、犯罪の社會的防遏は、刑罰よりも寧ろ社會政策の發達に俟つべきものであることを主張し、ガロファローも亦客觀的の事實よりも、犯罪者の危險性と云ふことに重きを置き、犯罪防遏の方法はその危險性に對する處置を講ずることであるとしてゐる。然るに法律的觀察に於ては、此の點に關しては注意が行き屆かぬ。故に犯罪あれば直にその事實に對して刑罰を以て擬し、その原因たるべき社會的事情や個人的要素の如何を閑却する傾向がある。而してよしこれを看取することが出來ても、一定の形式を條件とする法律に於ては、これを如何ともすることが出來ぬ、これ法律的觀察の不十分なる點である

二、犯罪の影響如何に着眼しない。法律的觀察に於ては、その行爲事實の社會に對する影響、卽ち社會の人心を脅威する點や、或は產業の發達を阻

害する事や、或は經濟界に與ふる打擊や、或は風敎を亂り學術の進步を妨ぐるものある事等を注意することが少ない。全くこれを度外視する譯では無からうけれども、一定の形式に據ることを條件とする關係から、事の玆に至る能はざるの不備な點がある。例へば私利を圖り自己の損害を挽回せんとする動機から、財界を攪亂せんとして流言を放つとか僞電を發するとかの犯罪事件。或は又資本制度に反對して國家の組織を否認する考へから他の財產を窃取するとか掠奪するとかの犯罪事件があるとする。此の如きの犯罪事件は、縱令その利得或は窃取した金品が微少でも、社會的影響の上から見ると、啻に一局部に止まる事件でなく、社會全體國民一般の休戚に影響を及ぼす事柄で、一部一地方に局限せる犯罪事件とは、同日に論ずべきものて無いことは云ふまでもない。故に刑の量定に於ては、これを考慮の中に置くことは勿論であらうが、而も亦一定の條文に照らして判定することも勿論てある。かゝる場合に於てその成文が不備てあるとか、擬律の條件が比較的に輕微な時は、その社會的影響の廣大なるに係はらず、輕微な犯罪と同樣に取り扱はれる事となる。

又累犯者の重く罰せらるゝのは、勿論刑事政策上の一進步として承認せられねばならぬ處ではあるが、その累犯に陷ゐる事情原因を探究せずして累犯者たるが爲めに重くせねばならぬとの形式に捕はれる傾向のある事も、亦法律的觀察の一缺點とせねばならぬ。

云ふまでもなく、現今理解せらるる所によれば、刑罰は犯罪に對する應報を主とするものてはない。故にその影響が大きいからとて、應報的にのみ考へて、重刑を以て臨まねばならぬとする理由はないかも知れぬが、而も又形式にのみ拘束せらるゝが爲め、科學的にこれを觀察して最も正確なる判斷を下し得ないのが、法律的觀察の常態て、その不十分なる點てある。

三、實害の程度に着眼しない。犯罪を觀察するには、犯罪の方面からその影響する所を考察するとともに、社會生活の方面からその實害の程度を考究せねばならぬ。例へば小兒、精神病者等の無能力者の行爲と雖も、これを只だ精神病者の行爲だからとて、徒らに看過することは出來ぬ。社會の方面から見れば社會的責任(Social responsibility)として理解せられねばならぬ。而して社會的責任の觀念から徹底的に演繹すれば小兒も精神病者も、亦その行爲について責任を負はねばならぬ事となる。卽ち社會より防衞的反動を受けて、その實害の由來程度に從つて、相當の方策を受け引くべきものてある。換言すれば小兒は小兒としての取扱ひによる方法を以て處置せられ精神病者は精神病者としての取扱ひによる方法を以て處置せられねばならぬ。卽ち感化、療養の方法も、社會的責任の意味から講究せられねばならぬ。

けれども法律的觀察に於ては、刑事責任を負擔し得る能力の有無を以て標準とするから、無能力者の行爲は、その實害の程度如何に係らず、これを不問に附することゝなるのてある。勿論刑事政策は刑法の不備を補ひ、社會と個人との調和を圖るものにして、今や追々發達しつゝあるけれども而も刑法そのものゝ立場から見る犯罪觀は、未だ不完全たるを免れぬ。

四、法律的方面にのみ局限する。人の行爲は單に個人の自由意志のみによつて決定せられるものでない。この自由意志の問題は、學界の重大問題てここに卒然として論斷する譯には行かぬ。故に勉めてこの問題に觸れることを避けんとするものてあるが、現今理解せらるる科學の立場に於ては、吾人の直接經驗を基礎とせねばならぬ。この經驗的事實に立脚して意志の問題を考究すると、現時の實驗的心理學の報告する所によれば、構成心理學(Constructive Psychology)に屬するヴントの如きは、主意說(Voluntarism)を主張するに係はらず吾人の理解する所によれば意志と稱する特種の心理的要素をさへ認めない。又機能的心理學(Functional Psychology)に屬するジェームスの如きは自由意志は純正哲學上の問題て、科學的心理學の

關する所でないと云ひ、且つこれを否定する說に左袒してゐる。又同じくエンジェルの如きも、ウントと同じく特に意志と稱する特殊の精神要素はないと云つてゐる。換言すれば意志と稱するものは、精神の活動及運動の管理と云ふ立場から見た精神生活の全部を便宜上名づけたまでに過ぎぬ。して見れば科學的事實としての自由意志なるものを肯定することの出來ぬのも亦明かである。

卽ち吾人の精神生活は、養育の關係、境遇の影響、生理的事情、心理的事情、敎育、職業、經濟自然等の條件によつて、左右せられるものであるから、その行爲を觀察し批判せんとするには、その行爲の原因たる必然的條件を嚴密に調査して、その眞相を明かにせねばならぬ。

然るに法律的觀察に於ては、行爲を觀察するに法規に牴觸することなきや否やを以てし、常に法律的一面に局限するの傾向がある。從つて其の觀察の歸結には、無理な點が起つて來ることがある。これその觀察の不十分な點である。（未完）

雜纂

○予は看守諸君と語る（四二）

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君

司獄の精華たる看守に最新の智識を授けるは、典獄の負へる最大の責務也と論ずる者あり、予は之に對し切實なる同意を表する者也、蓋し一度行刑の衝に該らば、何人か此處に思ひ到らざる者あらん、切言すれば思ひ此處に到達せざれば、如何に獄務に精しと雖、未だ其眞諦に觸れざるもの也。

諸君の地位や實に司獄上の精華たる榮譽を荷ふ行刑の成敗は一に看守の訓練敎養如何に由つて岐かるゝことは予輩の持論にして且つ屢々論ぜし所、苟くも獄事を解し眞面目に職責を竭さんとする者、勢ひ其敎養問題を輕視する能はざるに非ずや、是に於て諸君に最新の智識を授けるは、卽ち是れ典獄が負へる最大責務たらずんば非ざる也。

此度司法官會議に於て大木法相は、最新の書籍を讀めと訓示せられたり、而して新聞記事によるも之を出色の訓示として賞讃するを見るは、從來の最大缺陷に向つて露骨に痛棒を加へ、之を補はしめんとの誠意に出てたるを認めたれば也、之を見て我等司獄官亦た安然たるを得べき乎、恐らく其脇下をくすぐらるゝの感ありし者、獨り予輩のみに非ざるを信ず、最新の智識を學ばすして何人か能く化石たらざるを得べき、假令人は最高の有機體也と云ふも、敎養なければ化石的人物となるは當然の眞理也。

兎に角司法官に新智識の必要あるが如く、司獄官にも亦た其必要あるは、寧ろより以上のものこそあれ、決して其以下ならざるは予輩の堅く信じて疑はざる所、而して殊に看守諸君に於て然りと云ふを憚らざる也、本誌前號時事だよりに報ぜられたる、過般練習所開所式に於ける谷田局長の、訓示演說中道破せられたる如く、學問の素養なきは定石を知らざる碁打の如く司獄の事亦た到底笊碁たらざるを得ず、又た至言に非ずや、況んや時代の進運今日の如くなるに、獨り司獄官のみ頑然として無學無識に安んずるは、新陳代謝の入監者に愚弄せらるゝこと覿面なるに於てをや。

諸君は聞くや聞かずや、近時看守志願者の素質甚だ低下せりと云ふを、此聲聞くだに予輩は憤懣に堪へざるものありと雖、職の內外に此聲の漸く高まりつゝある事實は之を奈何共する能はず、唯だ今日の要務は、諸君は勿論我等首脳にある者も上下協力唯だ敎養是れ努め、互に相戒め相勵ひにあるべく、而して自ら改善進步の實を擧げ、以て其聲の煙散霧消を期するの外途あらざる也、實を云へば餘りに世態人情の變化甚しきに拘はらず、司獄官の推移順應は割合に鈍く、動もすれば遙かに時勢の後方に置き去られんとす、慨るべきは茲にあり眞に茲にあり、奮起せざるべけんや。

○東北監獄巡遊所感（二）

秋田　渡邊圓流

□善知鳥

八甲田の秀拔なる山容に包擁せられて、閑かな夢を覺まされた朝の、青森監獄近郊の景色は又一層の秀麗を極めてゐた。朝霧立罩めて薄絹の如し清冽な水の流のみが朝の靜けさを破つてゐた。やがて朝霧のの秀峰に吸はれ、曉の光の世界に歸へつた。

柏木典獄の晟ふ一泊せよといふ懇情を無視して用意された幌馬車に友好敎誨師に送られてこの自然境を去つた。然し幾度も車上より振り返へりてこの秀峰に名殘を留めた。

市内に善知鳥（ウトオ）神社あり、安方町の一角に位す、堂宇宏壯にあらざるも、古社として名あること久し宮司を訪問してこれが沿革を聞くも、往年火災に罹かり古書散失史實詳かならず、古への青森が外の濱と云ひし頃のローマンスを一番の謠曲「善知鳥」に遺こす、好謠家たるもの誰れかこの社を素通るを許さんや。

□淺蟲

午後一時青森驛を發車、大小の船舶を港外に遠見して汽車は松波の間を進む。陸奥灣東らに〳〵に廣ろく、紺碧に開らけ行く中に、汽車は淺蟲溫泉の好風景をパノラマの如く窓前に展開せしめた。

傳へいふ、昔時法然上人、一頭の牡鹿溫泉に浴たりゐるを見て、之を鄕人に諭して浴場を作らしめたるに濫觴すと。溫泉は淺蟲停車場にありて、海に臨み、諸島に對し夏凉しく、冬暖く、風光東北溫泉中に冠たり。曾遊の地、今や再訪の日程無し、車窓より瞬間の快を恣にすれば、欄に寄る人の姿さへ懷舊の情を新にせざるなし。我僚友諸君にして公私の旅行に係らずここを通過するあらば必ず來りて一浴し俗塵を拂ふて旅の疲を慰すべきところなることを牢記して可なり。

□產　地

陸奥半日の旅、汽車は渺茫際限無き原野を駛りて正門に通ずるものは下厨川に立てる盛岡監獄である。此處は東北六縣の幼年を收容してゐる特設監の大門としては誠に相應はしき光景である。此日、日曜なりしに係らず河合典獄の登廳せらるゝありて種々の御高見を拜聽して得るところ尠からず。神谷敎務主任の案內を受けて監內全部の參觀を恣にして、午後敎誨堂に列席し共に法筵に連るを得たりしは望外の參考たりし。

櫻のトンネルを潛りて、岩手富士の聳ゆる、東北平野の大自然の中に、溫情ある同僚諸氏の手に陶冶さるゝ幼年者は又至幸であると思ふた。

□櫻パン

監內一と通りの參觀を終へて敎務室に休憩す、時、午時を過ぐる時餘なり、腹頻りに空を訴ふ。偶々主任の厚意によつて卓上に運ばるゝ珍味あり余は敢て名けて櫻パンと呼ぶ。其形や豐か、其味や甘し、其價や安し、この監の製造にかゝる職員

駿馬の疾驅して徒らに肥え居るを散見す。淸爽の氣車窓を壓して、夕陽の迫るを告ぐれば巨人の如く聳立せる一座の高山忽然として顯現す。これなん陸奥に其名を得し岩手山にして其形宛として富岳の如し、白頭大宰相の名ある前司法大臣原敬閣下を產める盛岡市はこの高山の君臨せる東北の大平原の中にあるなり。

この地に下車直ちに旅裝を解く、

翌朝南部氏の古城趾、櫻山神社、石割櫻、盛岡公園等の重なる名所舊跡を探ぐりて、現代政黨の第一人者、時の首相、原翁の邸宅を見ることが盛岡見物のプログラム中の重要の位置を占めてゐるといふので、態々迂回して敬意を表しぬ。城廓の如き外塀嚴として、檜の香新らしき門扉堅く閉ざして門柱に原敬の二字を揭げたり。暫し佇立してこの偉人を產める外圍を凝視せば、邸內の樹蔭に鳴く蟬の聲のみ徒らに高し。

□櫻トンネル

安部貞任の城趾たる、厨川柵は老杉欝々として天空に立ちて一大城廓を呈するに似たり、この老杉の森を隔てゝ此方櫻樹美はしく並木の道を作りて

Tohoku University Library

有志のお辨當代りに供せらるゝものなりと。聞くこの監獄にあつては河合典獄先づ廳員の物質的救濟に苦心されたる結果、パンの製造、豆腐の廉賣理髮組合、薪炭の購求、野菜の配給等を實行されて職員爲めに大にその恩惠に喜びつゝありと。

□櫻ごころ

此の櫻を以て飾られたる監獄は、尠くともこの花の如き特性が精神的に常に活いてゐることであると思ふ。恰も新進の典獄を迎へて、上下美はしく相敬愛してその道の爲に努力されつつあるものゝ如く直感された、而して、花の如く純潔に。

お！、花の如く純潔にあれ。

それは我が司獄界全體に投ずべきの語ではあまいか、之に反して上下の濁濁、そこには恐ろしい暗黑が生じて來る、一度この流が通ふ時は容易に末流が澄むものではない。之は上下の最も相戒めなければならぬ點である。こは畢竟上下のお互の我慢心から生じ來るものであるからお互はこの我慢心を去つて上下互に敬愛するところに高潔なる行刑の花が咲き、實を結ぶに至るのではあるまいかといふことを予は平素痛感してゐる一人である、敢て偶感を序ながら添へたのである。

○藥籠（二一）

大阪　苅屋老龜

△技巧と自然

名手は技巧を絕つて而かも大技巧を顯現する、

露臥延元陵下月、滿身花影夢三南朝一

（河野鐵兜）

は改造作意の痕跡歷々たるも、

眉雪老僧時輟レ箒、落花深處說三南朝一

（藤井竹外）

は詩趣自然である、蓮月の、

宿かさぬ人のつらさをなさけにて、朧月夜の花の下臥

は、「つらさをなさけ」としたる處に技巧の弊がある、八田知紀之を評して、上の句を「宿かさぬ人のつらさも忘れけり」とせよといふた、自然の妙味があるやうである。

△黃山谷の養生の四印

我提養生四印、卽忍默平直、

百戰百勝不レ如二一忍一、萬言萬當不レ如二一默一、

無レ可二揀擇一眼界平、不レ藏二秋毫一心地直、

△語原

言葉といふ語は、辭林言葉といふ漢語より出たもの、

猪口は朝鮮音 Chong 鐘である、

蒲團は蒲の葉で編んだ圓座である、古代の家は皆板敷であつた故、貴人のために特に敷いたものが御座（座）で、不用の時にたゝむから疊である。

間といふは柱と柱との間で、部屋の仕切ではなかつた。

行李は日本紀に骨柳と見えて、古くから傳つたもの、

縞物をシマモノといふは始め南洋の島國から渡つた故、

道具は佛道に用ふる具の意、

普請は普く諸人に請ひて造營する義、

玄關は玄妙に入る關門の意であつて禪語、

買ふは代ふの意、

商人は秋人の意で、普通收穫時に物品交換をなす故である。

△膽力

瑞典のカール十二世は、賢明で勇敢なる君主であつた、陣中にて秘書官に手紙を書かせてゐる處へ、突然敵軍から打ち出した砲彈が飛來つて、傍に落ちて轟然として破裂した、秘書官は驚いて立ち上り、陛下砲彈がといふと、カールは平然として、飽彈と書簡と何の關係があると、少しも動ぜる氣色はなかつた。

△未成品たれ

人は長へに未成品たるべし、決して既成品たる莫れ、未成品は進歩せしむべく改良せしむべし、既成品や如何ともすべからず、殆ど行き止まりなり、人には常に稚氣あるべし、言ひ換れば何處か

子供らしかるべし、ぼんやりしたる處あるべし、進歩は此處より來る、狡猾に立ちまはり、拔け目なく働きあつばれ有爲の才の如くに見ゆるものは却つて進歩せぬものなり、是等のものは己を客とし人を主とし、我を沒して上官に媚ぶるの法なり人よりは珍重がられるも、これ器械視せられ、是れ家畜視せらるゝに過ぎず、如何なる場合にも己を忘るべからず、如何なる人も新なる境遇に臨む時は、たゞ〳〵其境遇に順應するに急にして、己を忘却し、其境遇に局促して、小なる既成品たらんとするの傾向あり、是れ最も警戒を要する所なり。(高島平三郎)

△腦　髓

腦髓の重量は、全身の重量の四十分の一若くは四十五分の一、卽ち十六貫の人の腦髓は四百匁、而して之に要する血液の量は全身の血液の量の八分の一、又は九分の一を要す、これを以て腦髓が如何に激しい働きをして居るかを知られる。

△言語飮食

言語を愼み以て其德を養ひ、飮食を節し以て其體を養ふ、事の至近にして而かも繫る所至大なる、言語飮食に過ぎたるはなし。(程子)

△氣合と調子

碁には氣合と調子あり、氣合には飽くまで乘るべし、調子には乘るべからず。(碁家岩佐氏の言)

△華　美

乃木大將五月雨の歌に

五月雨にものみな腐れはてやせん
ひなも都もかび(華美)の世の中

△敎育の祕訣

佛國のルソー云く、敎育の秘訣は敎育せざるに在りと、家庭の父母に與へたる妙語である。

△吳臨川の養生訣

予嘗て天下の人を觀るに、凡そ氣溫和なるものは壽、質の慈良なるものは壽、量の寬洪なるものは壽、貌の重厚なるものは壽、言の簡默なるものは壽なり、蓋し溫和や慈良や寬洪や重厚や簡默や、皆仁の一端なり、其の壽の長きこと決して朦昧、

殘忍、偏狹、輕薄、淺躁のもの〳〵能く及ぶ所にあらざればなり。

○米國に於ける看守の試驗問題と其答案(二)

玄　知　生

四、問。何故、囚人は其樂しみとする所の信書の發受に對し、自由を有せざるや、其主なる理由を述べよ。

答。現代に於ける傾向は、其過去に於てよりも、より多くの自由を與へられ居れり、然れども彼等が警戒、又は刑罰を受け居るてふ理由のもとに、彼等が有する特權の幾分が制限せらるゝは、餘儀なきことなり、彼等各自の特權が法規によりて取締らるゝことを、自覺せしむることも、訓練上より論じて必要なりとす、信書を書き、又はこれを受くるために、彼等の仕事を放棄せしむるは感心すべきことには非ず、又法律の違犯者は絕對的永住者が有する、凡ての特權を贏ち得ざる、理由を、會得せしむることも必要なりとす。

五、問。囚人の逃亡を防ぐためには、如何なる方法をとるべきや、諸君の信ずる所を詳細に說明せよ。

答。一、監獄は、破壞せらるべき、箇所の有无に付き常に注意せざるべからず、而して出口と云ふ出口は總べて、監視せられざるべからず。

二、囚人の身體は放免に至る迄これを檢査し、逃亡に有利なる道具を所持せしむべからず。

三、囚人が、囚人を逃亡せしむるための、物品の、受授に注意せざるべからず。

四、獄の外圍は、絕へず、巡視せざるべからず。

五、夜勤當番は、囚人が、官服を窃取して、これを着し、これによりて逃亡するが如きことなき樣、其發見に努めざるべからず。

六、囚人が、監房外にある時は、逃亡せざる樣、終始一貫したる監視をなさざるべからず。

七、醫員は、戒護者の夜勤當番なる義務の觀念を把持して、吾等の力のみによりて、護るべく努めざるべからず。

彙報

○山岡博士保護課長を命ぜらる

近く實現すべき少年法の實施に關し十月廿五日附勅令第五百十一號を以て司法部内に臨時職員設置制公布されたり。

△司法部内臨時職員設置制

第一條　臨時建築ノ事務ニ從事セシムル爲司法省ニ左ノ職員ヲ增置ス

技師　專任十人（内一人ヲ勅任トス爲コトヲ得）

技手　專任四十八人

前項職員ノ俸給ハ臨時建築費ヨリ之ヲ支辨ス

第二條　少年ノ特別審判等ニ關スル調査ニ從事セシムル爲司法省ニ左ノ職員ヲ增置ス

司法事務官　專任一人　奏任

屬　專任五人（中略）

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（下略）

右に付き法學博士山岡萬之助氏は司法事務官兼參事官に任ぜられ同時に大臣官房保護課長を命ぜられたり。

○被告人逃走　山形監獄拘禁窃盜被告狩野五郎吉(四七)は公判々事の犯所臨檢に立會の爲め山形警察署巡査に引率せられて犯所に出張し歸途午後六時頃縣下楯岡警察署に立寄り公判々事は被告を同夕楯岡警察署に留置かれたしと依頼したれば同署に於て留置の手續中逃走し同署裏門より暗に乘じて其姿を沒したれば直に極力捜査せるも所在判明せず。

○受刑者逃走逮捕　豊多摩監獄在監四窃盜懲役二年石賀榮治(三〇)は九月十八日道路除草掃除の監外作業に從事中午後一時四十分頃戒護看守に行厠を願出で許されて就業場より約十間を隔てる場所に到る途中作業用花剪刀を以て鞏鎖に施せる南京錠を破壞し逃走の準備をなし相鞏鎖たる他囚が用便したるに本人は用便を偽さず就業場に歸るが如く裝ひて逃走を企てたるも逸早く戒護看守は之を認め大聲叱咤せるにも拘らず逃走せるより他の看守の應援を求め直に追跡し現場より二十丁を隔つる農家の物置内に逃込み推積せる藁の内に潛伏せるを逮捕嚴監せり時に午後二時廿分なりき。逃走の動機を取調ぶるに先頃接見に來れる父より母が永く病臥せる由を聞き病床の母に面會したき一念より犯行に及べる旨申立居たり。

○被告人逃走逮捕　長崎監獄諫原分監拘禁窃盜被告阿比留儀平(二二)は十四日片淵分監へ移送の爲め戒護看守一名付添ひ押送途中長崎市大波止と稱する雜沓せる場所に看守が手荷物を人力車に託し分監へ送り届けさせんとする手續中隙を窺ひ逃走し瞬時にして姿を匿したるより同看守は直に警察の應援を求め捜査の結果逃走現場を距る約二丁なる海岸に推積せる材木の影に潛み居るを巡査の手に逮捕せり。

○金澤監獄小松出張所拘禁窃盜詐欺被告田中次郎(二六)は十月十一日午前六時頃居房裏窓硝子障子數居の鐵棒を取引し之を雖の代用として房扉上部内面數箇所に穴を穿ちて筬込板の部分を外し同所より廊下に出で折柄看守が洗面の爲め開放し置ける出入口二ケ所を拔けて監外に出で便捨場蓋を取り之を板塀に立掛けて踰越し小松區裁判所表門前に走りたり時恰も看守は夜勤制服を晝間制服に着換へつゝありて監房方面に物音を耳にしたれば直に監房に到り破獄を覺知し監外に出で犯人が板塀踰越を現認したれば直に脆付け監内へ引ずり卸さんとせしも能はず依て裁判所門前に出で見たるも犯人の姿を見失ひたれば此旨直に本監及各警察署に急報し置き一方直に捜査に從事中各警察署及本監よりも應援隊到着したれば極力捜査の末十二日午前四時三十分頃縣下粟津温泉旅館に在るを突留め犯人を包圍せるに一旦同旅館屋根に逃出で隣接せる商家の薪炭納屋に潛伏せるを看守巡査協力して逮捕したり。

逃走後の本人は裁判所表門前より大通に出で小松町内の某商店入口に在りし自轉車を窃取して之に乘り安宅港美川町鶴來町を經由し十隧道二ケ所を通過して粟津温泉に到着し前記旅館に投宿せるに十時頃就寢するや本人の乘來りし自轉車番號の取調に來れる者ありしより追跡の手の廻りしに氣付き直に屋根に逃出せるも警戒の手嚴に遂に逮捕さるるに至りたるものにして逃走の動機としては只單に一時の出來心なりしと述べ居たる由。

因に逮捕されたる上彼の自白する所に依れば田中次郎とは僞名にして本名を後藤仙吉と云ひ本年七月二十日三重縣宇治山田區裁判所に於て窃盜詐欺横領罪にて懲役四年の言渡を受け控訴申立中八月三日安濃津監獄へ押送途中巡査を川に突落し逃走し各所に於て窃盜詐欺を犯し今回大聖寺警察署の手に逮捕されたる旨放言し居たれば目下眞僞取調中なりと。

○廣島監獄尾道分監拘禁横領被告三崎秀太郎(二九)は十月十一日午後八時より九時迄の間に於て監房備付水盤の足を取外し之を以て居房裏窓鐵格子一本を拗ぢ曲げ木製窓緣の下方に龜裂を生ぜしめ雜巾掛用竹釘を以て其下部を堀り動搖せしめ鐵棒を拔取り房外に脫出し土塀控柱より塀を踰越逃走せり逃走前本人は夜具の中へ房内の雜品を入れ人の寢臥せる如く裝ひ置けるを以て巡警看守に於ても直に發見するを得ざりしが翌十二日午前二時三十分に至り看守が人員の點檢を行ひ本人の名を呼びたるも應ぜざるにより不審を起し監房裏面に廻りて破獄の事實を覺知し直に追跡の手配を施し各警察署、本監看守等と協力捜査の結果岡山縣大門驛に警戒中の巡査の手に逮捕されたり。

○前橋監獄に於ては前橋警察署長よりの依頼により同監被告の出

延者收容に差支なき程度に於て裁判所構內留置場の一部を警察の手に在る被告收容の爲め貸與し置けるが十月十二日同警察署巡査は竊盜被告小林貫一（一八）を護送し來り留置場に收容して公判を待つ中巡査は詰所內に在り留置場內他に何人も無きを奇貨とし被告は房內腰掛臺の脚を捻取り裏側鐵格子下部の羽目板を破壞して逃走せるも同日午後二時頃前橋市內に於て巡査の手に逮捕されたり。

○逃走被告逮捕　大正八年七月十二日神戸監獄姬路分監拘禁竊盜被告築谷仁藏（二二）なる者が姬路區裁判所へ出廷の際構內留置場より逃走し爾來綜跡を得ざりし由當時報導せし所なるが本人は本年十月五日に至り突然姬路警察署に自首し出でたり。

依て逃走の方法に就て取調ぶるに同留置場板塀踰越脫出後は板塀外なる下水溝奥に潛み薄暮竊かに同所を這出し留置場に隣接せる寺院の山門屋根裏に潛伏し夜半更に同寺院に隣接せる民家の屋根に移り次で姬路市豆腐町際附近に出で鐵道線路を疾走し途中片手に施せる手錠を石にて破壞して由中に投棄し縣下城崎郡中竹野村に當す此間十日晝は乞食夜は野宿せりと斯くて同村に在る久原鑛業會社に出頭し僞名して同社の坑夫に雇はれ爾來引續き採鑛に從事し居たるも逃走の犯罪發覺を懼れ一日も安かならず遂に自首するに及びたるものなりと。

○受刑者逃走未遂　神戸監獄在監受刑者竊盜懲役三年永野種藏（二八）は九月十四日工場に出役中他囚使用の鋸を竊取しを短かく折りて鍛冶工の鑿器錆拭の爲め使用せる油染みたる布切にて包み其片面に夕食に給與せる飯粒を塗布したる上懷中し檢身所にて股引を脫する際之を足の裏に貼付けて監房內に持込み置き十六日より十八日に至る三日間に亙り看守の隙を窺ひて便所內の格子柱を挽切り脫監を企圖せるも十九日朝工場に出役の際長衣の懷內に該鋸を包藏せるを發見され爲めに上記犯行發覺するに至れり。

○受刑者變死　三池監獄在監囚强竊盜懲役十五年小林篤次郎（二九）は十月十四日宮ノ原炭坑內に於て支柱夫就業中午前十時廿分頃俄然炭塊崩落し避難の遑なく其下に壓せられ卽死を遂げたり。



會報

◈敎務主任協議會

全國監獄敎務主任協議會は豫定の如く十月十九日より神田明治會館に於て開會せられ小菅外五十ケ所の監獄より各敎務主任出席（佐賀生三敎務主任のみ病氣に付き次席川本敎誨師代理出席）臺灣よりは原田（臺南）敎務主任、朝鮮よりは友清（光州）桑原（大邱）和田（平壤）岩永（西大門）古澤（公州）の五氏之に參加し、谷田監獄局長、辻監獄事務官、北島監獄協會主事は殆んど連日臨席せられ、東本願寺よりは阿部寺務總長　西本願寺よりは弓波執行特に上京し日々の會議へは北畠敎務部長、尾立賛事（本派）宮谷錄事（大派）出席、殊に二十日の會議へは、大木司法大臣の臨場あり頗る盛會にして且つ連日の協議熱烈を極め二十二日の如きは夜間まで議事を繼續し猶ほ全部の議案を審議し能はざりし爲め會期五日を一日延期し二十四日午後四時議案全部を討議し首尾よく閉會の式を擧ぐるに至れり其日程並に司法大臣訓示、本省の諮問案等左の如し。

日程	午前	午後
十九日	司法大臣監獄局長　訓示	東西兩派部會
二十日	協議會	建安府拜觀
廿一日	松波博士講演	協議會
廿二日	高楠博士講演	協議會
廿三日	協議會	新宿御苑拜觀
廿四日	谷田博士講演	協議會。（閉會）

△司法大臣訓示

今回各位ノ會同ヲ機トシ所見ノ一斑ヲ陳ヘムトス

一、近時動モスレハ敎誨ノ方式題句共ニ陳套ニシテ時勢ノ進運ニ伴ハス罪囚ヲ敎誨スルニ足ラストノ批難ヲ耳ニスルハ遺憾トスル所ナリ是素ヨリ眞相ヲ得タルモノト謂フヲ得スト雖時

代ノ遷移ニ伴ヒテ幾多ノ新要求ノ生スヘキハ亦免カレサル所ニシテ徒ニ固陋ノ見ヲ抱キ舊型ヲ墨守セムカ益々時代ノ要求ト背馳シ終ニ行刑ノ目的ヲ誤ルニ至ルナキヲ保セス今ヤ我國ハ世界大戰ノ餘響ヲ受ケテ社會各般ノ事情著シク變化シ殊ニ國民思想ノ動搖益々顯著ナラムトスルノ情勢ニ在ルヲ以テ各位ハ宜シク立國ノ本義ニ依リ世界ノ大勢ニ稽ヘ其ノ適歸スル所ヲ指導シ又能ク罪囚ノ心裡狀態ヲ察知シ理以テ之ヲ誨ヘ情以テ之ヲ接ケ其ノ嚮フヘキ針路ノ指示ヲ愆ルカ如キコトナキヲ期セラルヘシ

一、經濟界ノ悲況ハ依然トシテ繼續シ失業者ノ數ハ日ニ多キヲ加フルノ今日出獄者ノ窮厄ヲ蒙ムルコト一層甚シキモノアリ隨テ出獄人保護事業ノ經營著シク困難ニ趨クハ諸君ノ熟知セラルル所ニシテ斯業ノ振興ヲ圖ルハ正ニ刻下ノ急務ナリトス仍テ予ハ曩ニ地方長官ノ會同ニ際シ其ノ助長方法ニ付演說スル所アリタリ斯業ニ密接ノ關係ヲ有スル各位ニ於テハ曾ニ獄内ニ於ケル敎化ヲ以テ足レリトセス出獄後ニ於テモ適實ナル保護方法ヲ講スルト同時ニ常ニ各保護團體トノ圓通敏活ナル聯絡ヲ保チ以テ保護上ノ完璧ヲ期セラレムコトヲ望ム

△司法省諮問案

一、看讀書籍ノ取扱ニ付テ最モ簡便適切ナル方法如何

二、一定ノ看讀書籍ノ購入ハ之ヲ司法省ニ一任スルノ可否

三、個性觀察ノ適切ヲ期スル方法如何

四、在監者ヲシテ出獄人保護事業ノ意義ト其必要ヲ了解セシムルニ付キ最モ適切ナル方法如何

五、時勢ノ必要上總集敎誨ニ於テハ主トシテ如何ナル題材ヲ選ムヘキカ

六、總集敎誨ニ於テ宗敎的實修（讀經助音）ヲ行ハシムルノ可否

○贈與金

本會々則第十一條第一項第五號に據り元松江監獄看守平野肇氏外二十二名に對し退職贈與金として金七圓以下を金員を贈與し十月十一日附夫々元管轄監獄典獄を經由交付したり。

同第三號乃至第五號に據り故長野監獄看守宮澤金太郎氏遺族宮澤隆氏外四十三名に對し金拾壹圓以下の金員を十一月六日附を以て交付せり。

叙任

叙正八位　依願免本官　敎誨師（青森）　廣田賢龍

任敎誨師　浦和監獄敎誨師　毛利榮敎

十級俸下賜　浦和監獄川越分監勤務ヲ命ス

叙勳八等授瑞寶章　看守長（小菅）　岡見數馬

叙從七位　看守長（豐多摩）　安松貫

敎誨師（橫濱）　下井香澗

叙正八位　正五位勳四等　典獄（小菅）　有馬四郎助

叙正八位　敎誨師（青森）　廣田賢龍

任敎誨師　浦和監獄敎誨師　毛利榮敎

十級俸下賜　浦和監獄川越分監勤務ヲ命ス

叙勳八等授瑞寶章　看守長（小菅）　岡見數馬

叙從七位　看守長（豐多摩）　安松貫

敎誨師（橫濱）　下井香澗

叙正八位　正五位勳四等　典獄（小菅）　有馬四郎助

叙正八位	依願免本官	敎誨師（青森） 廣田賢龍
任敎誨師		浦和監獄敎誨師 毛利榮敎
十級俸下賜		浦和監獄川越分監勤務ヲ命ス
叙勳八等授瑞寶章		看守長（小菅） 岡見數馬
叙從七位		看守長（豐多摩） 安松貫
		敎誨師（橫濱） 下井香澗
叙正八位		正五位勳四等 典獄（小菅） 有馬四郎助
陞敍高等官三等		典獄（巢鴨） 坪井直彥
陞敍高等官三等		典獄（大阪） 杉野喜精
陞敍高等官三等		典獄（東京） 野口謹造
陞敍高等官三等		典獄（三池） 清水精四郎
陞敍高等官三等		典獄（長崎） 永田直之丞
陞敍高等官三等		典獄（新潟） 松山爲治
陞敍高等官三等		典獄（岡山） 石井光美
陞敍高等官三等		典獄（名古屋） 莊田經綸
陞敍高等官三等		典獄（京都） 赤塚源二郎
陞敍高等官三等		典獄事務官 松井和義
二級俸下賜		
陞敍高等官四等		從六位勳五等 典獄（山形） 長谷川喜一
陞敍高等官四等		從六位勳五等 典獄（廣島） 田村奏吉
陞敍高等官四等		從六位勳五等 典獄（金澤） 大野四郎五郎
陞敍高等官四等		從六位勳六等 典獄（浦和） 白井勇松
陞敍高等官四等		從六位勳五等 典獄（熊本） 山本鐵吉

陞敍高等官四等　從六位勳六等　伊集院藤七
陞敍高等官四等　從六位勳六等　立石重司
陞敍高等官四等　從六位勳六等　高橋修二郎
陞敍高等官四等　從六位勳六等　松隈房吉
陞敍高等官四等　從六位勳六等　屋山朝太郎
陞敍高等官四等　從六位勳六等　松本一次
陞敍高等官四等　從六位勳五等　伊藤孝之
陞敍高等官五等　正七位勳六等　島田榮造
陞敍高等官五等　正七位　辻敬助
陞敍高等官六等　從七位勳六等　園權一
陞敍高等官六等　從七位勳六等　鈴木重靜
陞敍高等官六等　從七位勳六等　佐瀨庄三郎
陞敍高等官六等　從七位勳六等　兒島三郎
陞敍高等官六等　從七位勳六等　吉野德市
陞敍高等官六等　從七位勳六等　岡辰造
陞敍高等官七等　從七位勳六等　富樫源治

陞敍高等官六等　從六位勳六等　蘭牟田彥治郎
陞敍高等官六等　從六位勳六等　長谷場圭介
陞敍高等官六等　從七位　渡部新平
陞敍高等官六等　從七位勳六等　三輪榮太郎
陞敍高等官六等　從七位勳六等　齊藤德衛
陞敍高等官六等　從七位　小橋川昭慶
陞敍高等官六等　從七位勳六等　秋元源治郎
陞敍高等官六等　從七位勳七等　長山又四郎
陞敍高等官六等　從七位　赤城一彌
陞敍高等官六等　從七位　安東福男
陞敍高等官六等　從七位勳七等　齋藤敬二
陞敍高等官六等　從七位勳七等　福村太三郎
陞敍高等官六等　從七位勳八等　藤居虛
陞敍高等官七等　八位　長山始
陞敍高等官七等　從七位勳七等　井上金治郎
陞敍高等官七等　正八位勳八等　青木七太郎

陞敍高等官七等　從七位勳七等　向島儀之助
三級俸下賜　司法省參事官　宮城長五郎
五級俸下賜　司法省參事官　清水行恕
五級俸下賜　監獄事務官　辻敬助
任朝鮮總督府看守長　看守長（小田原）　野村勝二
京城監獄勤務ヲ命ス　看守長（廣島）　大澤利之
任朝鮮總督府看守長　看守長（山形）　大澤利之
大田監獄勤務ヲ命ス　看守長（熊本）　相浦藤政
任朝鮮總督府看守長　看守長（函館）　佐藤省吾
大邱監獄勤務ヲ命ス　函館監獄看守　笹村繁儀
給五級俸　依願免官　山形監獄看守　佐藤久次郎
任看守長　廣島監獄看守　山崎壽馬
給八級俸　函館監獄勤務ヲ命ス　三次分監長　倉田每允
任看守長　看守長（廣島）　石井文太郎
給八級俸　山形監獄勤務ヲ命ス　看守長（福島）　生天目升作
任看守長　廣島監獄勤務ヲ命ス
月俸五十三圓給與　三次分監長
廣島監獄勤務ヲ命ス　看守長
廣島監獄三次分監長ヲ命ス
給六級俸　依願免官

廣告

教務主任協議會の決議に基き各監獄書籍取扱手續並に諸樣式を十一月十五日迄に

小菅監獄教務主任宛

送付の件未だ送付なき向あり至急御送付あらむ事を望む（委員）

平和の光

勝友叢書 第七編

最新刊

本書は『**平和の大詔**』に基き教誨又は講演を爲したる要旨を各教誨師に需め一卷に集成したるものにして看讀書籍として適當なるは勿論一般教化用として宣傳の好資料たるべしと信ず、

内容上中下三編に分れ改造の新世界に『**平和の光**』あらしむべく日本文化の發揚と國民の覺悟を促がしたるものなり

菊判二百十二頁　定價金壹圓參拾錢　郵送料六錢

編發行者所　監獄協會

東京市麹町區西日比谷町壹番地

振替東京二五〇五九　電話新橋一三八六

日本法政新誌

第十七卷　第十一號

〔第百八十六號〕

論說

道德的生活ニ於ケル教會ノ位置……文學士　佐々木英夫

本年度施行司法官試驗刑法第一問ニ就テ……辯護士　谷健次郎

現行通信行政ヲ論ス……日本法律學士　富田金雄

海外近況

○Wrangel 將軍○Trotsky の傲語○Venizelos の奇禍○Canada の新聞記者代表連○Afghans の印度人○事件の揣きよせ……門外漢

國家試驗模範答案

大正八年度辯護士試驗答案……及第者　花村四郎

漫錄〔溫故叢談……栽培經濟論……藤郎生……○京都より……潮嵐生

判例要旨〔大審院判例〕　雜錄〔○陪審法案脫稿○教誨師協議會に於ける司法大臣訓示○司法官會議に於ける司法大臣及檢事總長の訓示○私生子名稱廢止

日本大學記事〔○社會學會講演會○全國各大學聯合雄辯會○雄辯會辯士派遣○書間部法律學部の教授增聘○中等教員無試檢定合格者○教育勅語煥發廿年記念講演會○明治神宮鎭座祭遙拜式○維持員推選○故維持員菊地正夫君を悼む○會員消息○會費領收報告

神田區三崎町日本大學内

日本法政學會發行

〔定價一冊金四拾錢郵稅金壹錢五厘〕

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正九年十一月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市谷富久町六拾番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市神田區中猿樂町十七番地　中外印刷株式會社

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾參卷第十一號）（大正九年十一月二十日發行毎月一回二十日發行）

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可　明治二十七年五月創刊毎月一回二十日發行　（大正九年十一月二十日發行）